

第31号議案

志木市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(志木市立学校設置条例の一部改正)

第1条 志木市立学校設置条例（昭和45年志木市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。
本則に次の1条を加える。

(義務教育学校の名称及び位置)

第4条 義務教育学校の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

別表第1志木第二小学校の項及び志木第四小学校の項を削る。

別表第2志木第二中学校の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

義務教育学校の名称	位置
志木の森学園	志木市館1丁目3番1号

(志木市学童保育条例の一部改正)

第2条 志木市学童保育条例（昭和51年志木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

(志木市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部改正)

第3条 志木市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（平成13年志木市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

志木市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（志木市暴力団排除条例の一部改正）

第4条 志木市暴力団排除条例（平成24年志木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条中「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

（志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例の一部改正）

第5条 志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例（平成30年志木市第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例の規定中「志木市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例」を「志木市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例」に改める。
 - (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年志木市条例第24号）第2条第3号
 - (2) 志木市職員公務災害等見舞金支給条例（昭和49年志木市条例第30号）第2条第1項第4号

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

提 案 理 由

義務教育学校の開校に伴い、関係条例の整理をしたいので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この案を提出するものである。